



# 川口市 外国語版 家庭ごみの分け方・出し方

## 日本語

### ルール

ごみを出す場所は一般ごみステーションと資源物ステーションの二種類があります。  
 ごみは正しく分別し、収集日の朝8時30分までにお願いします。  
 ルールが守られていない場合は収集できません。  
 ごみ出しの場所及び収集日は収集業務課 (Tel048-251-1174) または  
 廃棄物対策課 (Tel048-228-5370) に問い合わせるか、近隣の方にお尋ねください。  
 ※日本語が話せるかたに電話をしてもらいましょう※

資源物ステーション	
びん	第○第△ 曜日
かん	第○第△ 曜日
ボトル類	第○第△ 曜日
紙類	第○第△ 曜日
川口市環境部	

一般ごみステーション	
一般ごみ	毎週 曜日
有害ごみ	曜日 曜日
プラスチック製容器包装	毎週 水曜日
川口市環境部	

### 一般ごみステーション

#### 一般ごみ



週2回

曜日

透明または白色半透明の袋

生ごみ、靴など

ガラスなどの割れものは紙等で包み、「われもの」と表記して出す。

#### 有害ごみ



週2回

曜日

透明の袋

蛍光灯、水銀体温計など

袋に「有害ごみ」と表記し、他のごみと混ざらないように出す。

#### プラスチック製容器包装



週1回

水曜日

透明の袋

プラマークがついているものを出す。

#### 乾電池

市役所、支所、公民館などの施設に常設された専用ボックスにそのまま入れる(袋などから出す)。

### 資源物ステーション

月2回 ※品目により収集日は異なります。  
透明の袋(紙類は品目ごとにひもで直接しぼる)

資源物は品目ごとに分別してください

第[ ], [ ] ( ) 曜日

第[ ], [ ] ( ) 曜日

第[ ], [ ] ( ) 曜日

#### びん

酒、飲料、調味料などのガラスびん

中をすすいでください。

#### 飲料かん

ジュース、酒などの飲料用かん



アルミ・スチールマークがついているものを出す。  
中をすすいでください。

#### ペットボトル

飲料、酒などのペットボトル



PETマークがついているものを出す。  
キャップとラベルを外して分別してください。

#### 繊維類

古着、毛布など

雨天時は次回の収集日に出してください。

#### 金属類

缶詰、スプレー缶、フライパンなど

包丁などは紙や布に包んで出してください。

#### 紙類

新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、紙製容器包装

雨天時は次回の収集日に出してください。

### ごみ分別ガイドアプリについて

- お住まいの住所ごとに、家庭ごみの収集日が検索できます。
- ごみの品目ごとに、分け方や出し方のポイントを検索できます。
- 川口市のごみ・資源物収集等に関するお知らせをみることができます。

※通信料については、ご利用者の負担となります。ご利用される場合は、右記のURLにアクセスするか、バーコード読み取り機能のある携帯電話でQRコードを読み取ってご利用ください。



URL

<http://kawaguchi-gomimaru.jp>

### ！注意！ 粗大ごみの出し方

粗大ごみとは一辺が40cmを超える大きさのものをさし、ごみステーションには出せません。  
詳しい粗大ごみの出し方は、裏面を参照してください。

収集日はアプリで調べて記入しましょう！

## 粗大ごみの出し方

市の施設へ自己搬入もしくは、電話、インターネットにて戸別収集申し込み(有料:310円~)をしてください。

### ●電話申し込み:TEL048-251-1111

受付時間一月曜日~金曜日 午前9時から午後5時(祝日、年末年始を除く)  
※日本語が話せるかたに電話をしてもらいましょう。

### ●インターネット申し込み:

URL <https://eco.city.kawaguchi.lg.jp/sodai/information.htm>

※日本語サイトですので、日本語が読めるかたに申し込みをしてもらいましょう。

### ●自己搬入:戸塚環境センターまたは鳩ヶ谷衛生センター

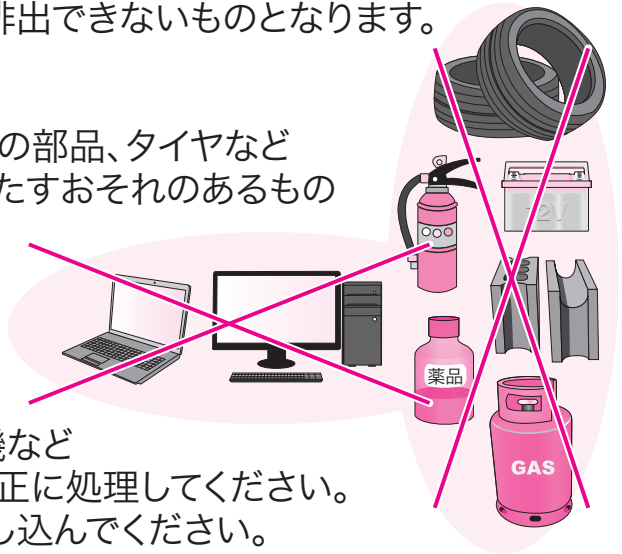
受付時間一月曜日~金曜日 午前9時から11時30分/  
午後1時から4時(祝日、年末年始を除く)

※川口市民であることを証明できるもの(例:在留カード、運転免許証等)を持参してください。

## 市では収集・受け入れをしないもの

下記のもの是一般ごみ、資源物、粗大ごみとして排出できないものとなります。

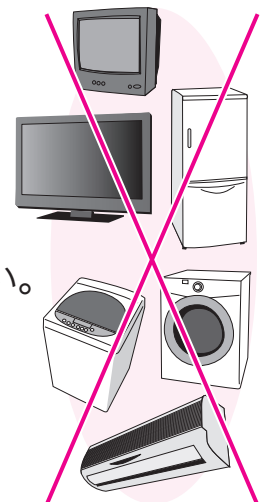
- 1.有害性のあるもの、著しく悪臭を発するもの  
(例)ボンベ類、石油類、薬品類
- 2.自動車、自動車部品、オートバイ、オートバイの部品、タイヤなど
- 3.処分施設などの管理または作業に支障をきたすおそれのあるもの  
(例)消火器、耐火金庫、ブロック、ピアノなど
- 4.増改築などにより出る古材、建具
- 5.感染性医療廃棄物
- 6.産業廃棄物
- 7.主として事業用に用いられるもの  
(例)アイスクリーム陳列用冷凍庫、コピー機など
- 8.特定家庭用機器廃棄物 下欄を参照し、適正に処理してください。
- 9.パソコン ※製造販売メーカーに回収を申し込んでください。



## 家電リサイクル法対象品目について

川口市では収集しません。排出方法は下記のとおりです。

- ①対象製品を購入した店舗、または買い替えをする店舗に相談する。
- ②家電の収集運搬を取り扱っている川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。
- ③指定引き取り場所へ自己搬入する。  
※リサイクル料金及び収集運搬料金が必要となります。  
※詳細は廃棄物対策課(TEL048-228-5370)へお問い合わせください。  
※日本語が話せるかたに電話をしてもらいましょう。



### 対象家電製品 ※市には出せません※

テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、  
電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機、エアコン、衣類乾燥機